

人権救済 申し立て

徳島弁護士会 会長様

① 申立年月日 2014年12月25日

② 申立人の氏名・生年月日

星野文昭 家族（妻） 星野暁子
全国労組交流センター 事務局長 飯田英貴
徳島・星野文昭さんを救う会 代表 元木美起子
徳島・星野文昭さんを救う会 事務局 仙田哲也

③ 申立人の住所・電話番号

（略）

④ 相手方の氏名・住所・電話番号

徳島刑務所長 葛西康弘
徳島市入田町大久200-1
電話 088-644-0111

⑤ 申立ての趣旨

徳島刑務所における冬季、夏季の酷寒、酷暑での、人権抑圧ならびに生命の危険におよぶ状況の撤廃を求めます。

とりわけ、冬季の居室での暖房、カイロが事実上一切禁止されている状況、夏季の居室での冷房、窓の解放、水を使ったタオルでの拭身が禁止されている状況について早急に「禁止の撤廃」対応を求めます。

⑥ 申立ての理由

1) 私たちは、徳島刑務所の無実の政治犯・星野文昭さんの家族、ならびに再審救援運動に取り組んでいる者です。

最愛の夫であり、また親しい友人知人でもある星野文昭さんが、この酷寒のなかで寒さにさいなまれ、生命の危険にさらされていることは、私達自身の心情も平穏でいることができません。私達自身の人権が抑圧されています。

しかもそれが、自然災害ではなく、刑務所長の裁量によって決められている処遇によって人為的に発生していることは、私達自身にとっていっそう耐え難い苦痛になっています。絶対に、あきらめることはできません。

2) 徳島では、今年は12月より極めて厳しい寒さに見舞われています。先日も、県内の山間部では、大雪のため孤立集落がでて、暖房が切断される中で凍死される方まで出た状況です。亡くなられたご本人、ご家族の方のくやしきは

いかばかりか、私たちもほんとうに身を切られるような思いです。

3) 徳島刑務所隣接の神山森林公園でも、6センチともいわれる積雪がありました。(参照：神山森林公園 2014年12月17日ブログの積雪状況写真)このような、厳寒のなかで徳島刑務所長は、居室においては一切の暖房設備を受刑者から奪っています。深夜には外気温とおなじマイナスの寒気のなかで、700名もの受刑者が、寒さに震える状況にあります。

とりわけ2014年の年末年始は、徳島刑務所では12月26日(金)から2015年の1月5日(月)まで懲役工場での作業がなく、居房で過ごすことが想定されます。700人が合計10日間、この寒さの中で「一切の暖房を禁止された」状況に置かれることは、県西部の被災地域と同様であり、あまりにも危険です。

4) 本来、矯正とは社会復帰にむけての過程とされており、居室は一日の懲役を終わって、心を休め、体を休める物事を考えたり、家族・友人への手紙を書いたり、再審の準備のできるはずの場所です。その居室を、厳寒の凍死者さえ出た条件と同じ状態に置くことは、まさに人権を侵害する拷問的状态といって過言ではないといえます。

星野文昭さんは、この寒さの中でも、年末年始の時間で、無実を勝ち取るための再審請求の準備を黙々と不屈に取り組んでいこうとしています。書類を書こうとすれば布団から出なくてはなりません。黙々と再審に向けた準備をすること、一文字一文字に刻まれる陳述書を書き上げる事は、それ自身「検察側の証拠独占」に対する怒りの気迫が込められた作業です。体を寒さ、暑さで痛めつけなければ再審のための準備そのものも、国賠の裁判もできないとすれば、裁判をうける権利もみとめられたことにならないといえます。その点からも、最低限の暖房、冷房などは必要です。

5) このなかで、68歳の星野文昭さんは刑務所内の健康診断で、肺に異常が見つかり昨年肺炎にかかっていたことが判明しています。さらに平均体温が35.5℃の低体温症でもあります。

自由を奪われた拘禁状態で、肺炎にかかっていることは、刑務所側の処遇にすべての責任があることは明白です。

さらに低体温症は、運動不足による筋肉量の減少が原因ともいわれます。これも、刑務所側の40年もつづけられた運動不足の日常的処遇による人権抑圧的状况からくるものです。

6) 家族、弁護団、私たち救援運動支援者からも、再三にわたり暖房の設置、カイロ購入の全員への許可、外套の着用許可、ヒートテック下着の着用許可などを請願書で求めてきました。(資料1、資料2、夏と冬の処遇に対する請願書)とりわけ、使い捨てカイロは、自弁品目リストに掲載されているにも関わらず、大半の受刑者には「許可しない」処遇がとられています。請願に対応した植田庶務課長は「カイロの所持は許可する方向で検討中」との回答でしたが、今年の12月の現時点で、許可はされていません。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B 規約)」の第十条にも、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」と記載されています。

速やかにこの寒さ、暑さによる徳島刑務所の人権侵害の状況を調査していただき、人権が回復されるよう貴弁護士会人権擁護委員会に、申し立てを提出いたします。

以上